「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出する。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする。

ア　施工体制の評価について
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

イ　技術提案について
・施工計画に関する技術提案
・工程確保に関する技術提案
・安全対策に関する技術提案
・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
・地下駅掘削の施工に関する技術提案
・鋼製地中連続壁の施工に関する技術提案
・鉄筋コンクリートの施工に関する技術提案

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、⑴に示す評価項目についてイ、ウ及びエの得点の合計点を30点換算して与える。

なお、⑶における審査結果によっては加算点を減点することがある。

エ　価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の技術提案又は標準案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　技術提案が最低限の要求用件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。併せて工事成績評定点を減ずる措置を行う。

4　入札手続等

⑴　担当支社等　〒105―0011 東京都港区芝公園２－４－１（芝パークビル）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　鉄道建設本部東京支社　総務部契約課契約係　電話03―5403―8732

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成24年11月15日（木）から平成25年２月５日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

イ　交付場所　４⑴に同じ。

ウ　交付方法　無償で交付する。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送又は持参すること。ただし、１⑼により契約担当役の承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間

㋐　郵送による提出期間　平成24年11月15日（木）から平成24年12月14日（金）までの休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。

㋑　持参による受付期間　平成24年11月15日（木）から平成24年12月14日（金）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

ウ　提出場所　上記４⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア　提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、１⑼により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は郵送（配達証明付郵便に限る。）又は持参すること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㋐　電子入札システムによる入札の締切りは、平成25年２月５日（火）午後１時まで。（事前提出の場合は休日を除く午前９時30分から午後５時まで。）

㋑　紙による持参の場合は、平成25年２月５日（火）午後１時までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　鉄道建設本部東京支社　総務部契約課契約係に提出すること。

㋒　郵送による入札書の受領期限は、平成25年２月５日（火）午後１時（郵便による入札の提出場所は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　鉄道建設本部東京支社　総務部契約課契約係）。

㋓　開札は、平成25年２月６日（水）午前10時　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　鉄道建設本部東京支社にて行う。

⑸　工事費内訳書の提出方法　入札に際しては、入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を次により提出すること。なお、提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

ア　電子入札システムにより入札書を提出する場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを同時送付すること。ただし、工事費内訳書ファイルの容量が１ＭＢを超える場合は、別途、郵送又は持参すること。

イ　１⑼により契約担当役の承諾を得て紙入札へ移行した場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒との間に入れて郵送又は持参すること。

⑹　入札執行回数　原則として、２回を限度とする。

⑺　入札の辞退　入札の執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

また、入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

5　その他

⑴　工事費は、当該工事を単独工事として積算している。同一業者が同種の工事を隣接する施工場所において、同時期（施工中の工事で施工期間が重複している場合を含む。）に落札した場合は、当該工事を一括して発注した場合の工事費の積算方法（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費比率）を基礎に協議のうえ、契約締結後に請負金額を精査する。

なお、共同企業体の場合は、代表者が同一業者の場合を精査の対象とし、精査の範囲は、重複する構成員の出資比率及び工事期間を基礎に算定する。

ただし、代表者が同一業者でない場合であっても、上位２者が同一の２業者から構成される場合は上記と同様に精査する。

⑵　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。